

令和4年第1回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第1号～議案第9号
- 2 令和4年度施政方針
- 3 議案第10号～議案第36号（降壇）

令和4年2月22日提出

伊佐市長

令和4年第1回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第1号から議案第9号までについて説明申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第2号の「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第1号は、「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第14号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、民生費につきまして、国の施策である住民税非課税世帯等への臨時特別給付に要する経費について新たに措置し、子育て世帯への臨時特別給付に要する経費について追加の措置を講じております。

これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当し、繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億126万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億4,663万1千円とするものであります。

議案第2号は、「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第15号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、総務費につきまして、伊佐市区選出議員の辞職に伴う鹿児島県議会議員補欠選挙に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、県支出金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,406万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億6,069万5千円とするものであります。

これら2件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第3号「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第16号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国・県補助事業などの確定による減額や特定公有財産取得基金の積立に要する経費などについて所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、議会運営に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、市税等の過誤納還付に要する経費などに減額の措置を講じたほか、特定公有財産取得基金の積立金について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、保育士や放課後児童支援員の処遇改善に要する経費について新たに措置したほか、令和3年7月豪雨災害による災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害対策支援に要する経費などについて減額の措置を講じております。

衛生費につきましては、衛生センターの施設管理に要する経費などについて減額の措置を講じ、農林水産業費につきましては、災害により水路等に流入した土砂の除去など、自治会等が主体となって行う維持補修への支援に要する経費などについて減額の措置を講じたほか、伊佐市肉用牛特別導入基金の県費分返納金について新たに措置しております。

商工費につきましては、ふるさと応援寄附金の返礼品等に要する経費などについて減額の措置を講じたほか、地域の6次産業化や市街地活性化に寄与する事業などを起業する事業者への支援に要する経費などについて追加の措置を講じております。

土木費につきましては、過疎債路線の道路改良工事に要する経費などに減額の措置を講じたほか、県の事業である地方特定道路整備事業費の確定に伴う負担金について追加の措置を講じております。

消防費につきましては、伊佐湧水消防組合への負担金などに減額の措置を講じ、教育費につきましては、ふれあいセンター大規模改修の設計に要する経費などについて減額の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費につきましては、償還額の確定に伴い追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました。歳入については、市税、地方譲与税、地方交付税、財産収入に増額の措置を講じ、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市

債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億315万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億5,753万9千円とするものであります。

このほか、継続費において、新庁舎建設検討事業（オフィス環境整備支援業務委託）の総額及び年割額変更の措置を講じ、年度内に事業が完了する見込がないため、法制・議会関係事務事業ほか31件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

また、地方自治法第214条の規定により、農業近代化資金利子補給補助金を「債務負担行為」として定めております。

なお、地方債では、災害復旧事業ほか3件に限度額変更の措置を講じたほか、緊急浚渫推進事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第4号「令和3年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,978万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,740万1千円とするものであります。

このほか、繰越明許費において、国保事務処理標準システム導入事業に繰越額変更の措置を講じております。

次に、議案第5号「令和3年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,394万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,016万5千円とするものであります。

次に、議案第6号「令和3年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において介護予防計画作成に要する経費について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,536万円とするものであります。

次に、議案第7号「令和3年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,139万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,582万2千円とするものであります。

次に、議案第8号「令和3年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において施設管理に要する経費などについて減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,206万6千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、農業集落排水施設災害復旧事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、地方債では、下水道事業に限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第9号「令和3年度伊佐市水道事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を7万4千円減額し、収益的収入の総額を3億6,455万9千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を1,214万1千円減額し、収益的支出の総額を3億2,676万8千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を1,240万円減額し、資本的収入の総額を1億4,856万3千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を4,673万2千円減額し、資本的支出の総額を3億3,238万1千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,381万8千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債について、連絡管等整備事業ほか3件に限度額変更の措置を講じております。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

続きまして、新年度の施政方針を申し述べ、議員及び市民の皆様にご理解と御協力をお願いするものであります。

1 はじめに

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから、既に2年が経過しました。これまでの間、感染者数は増減を繰り返し、国内においては、昨夏の第5波以降しばらく落ち着いた状態が続いておりましたが、オミクロン株による感染が急拡大し、その収束の目処は立っておりません。

このような状況の中、岸田内閣総理大臣は、施政方針演説において、新型コロナ対応が岸田政権の最優先課題であると述べておられます。

本市における新型コロナワクチン接種は、12歳以上の約9割の方が2回目の接種を終えています。市民の皆様には3回目の接種について、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

また、近年は気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、本市においても一昨年、昨年と豪雨による大規模な災害が発生し、甚大な被害が生じております。市民の生命・財産を守るため、国、県のお力もいただきながら早急な対策を行っていく必要があります。

私たちは、これまでの経験を活かし、新型コロナウイルスの克服に向けた対応を進めながら、人口減少、少子高齢化、後継者や人手不足、生活サービスの維持・確保等の課題の解消に対応するため、デジタル技術の活用や、SDGsを原動力とした地方創生の取組を効果的に推進し、DX戦略等に沿いながら変革を遂げていかなければなりません。

これまでの常識だけでは通用しない新時代を迎えている現在、国の重要施策を注視するとともに、産学官連携を図りながら積極的に行動し、守るべきものは守り、変えるべきものは躊躇なく変えていく、新しい発想と大胆な行動力を発揮しながら、失敗を恐れずにチャレンジし続けていくことが必要だと思っております。

2 方針

先に述べましたとおり、一昨年、昨年と豪雨による甚大な被害が発生し、市民生活に多大な影響を及ぼす事態となりました。また、全国的な新型コロナウイルス感染者の急増は、本市の地域経済にも影響を及ぼしました。

このようなことから、令和4年度は、これまでの新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する施策の継続はもとより、地域経済の回復・発展に資する取組や、地域の持続的な発展のため、各計画に基づく取組を進めていき、

市民の皆様の安全・安心な暮らしを維持していくことが重要であると考えています。

国においては、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしながらも、「グリーン社会の実現」、「デジタル化の加速」、「活力ある地方創り」、「少子化の克服」への予算の重点化を進めていくことが示されたところがあります。

本市におきましても、コロナ禍による歳入の減少も予想される中、国の経済財政運営の動向を注視し、歳入確保を適正に図るとともに、必要な業務効率化と併せ、デジタル技術の活用による業務の変革や事業効果と費用負担の最適化を推進しながら、安定的な財政運営を継続してまいります。

その上で、市長就任以後、実質2年目となる令和4年度は、伊佐の未来の明るい展望に向けて皆様と力を合わせ、全力で取り組んでまいります。

3 重点施策

このような方針の下、大きく6つの分野に分けて、基本的な考え方や具体的な施策について主な部分のみ御説明します。

一点目は、「安全・安心なまちづくり」です。

社会保障、公共インフラ、防災など、「安全・安心」は、日常生活を支える基盤となるものであり、行政、民間、自治組織や各種団体などが相互に協力しながら、将来に渡って持続可能なものとしていかなければなりません。

<医療・介護・福祉>

医療・介護・福祉分野においては、身近な地域でお互いを支える「地域包括支援ネットワークの構築」、「生

活支援体制整備事業の推進」や、「医療と介護の連携」による包括的かつ継続的な対応が重要であり、地域医療の充実のための活動と併せて取り組んでいく必要があります。

特に増加傾向にある認知症高齢者や身寄りのない高齢者の権利擁護、処遇改善のための基盤整備、方策検討については、関係機関と連携を図りながら進めていく必要があります。令和3年8月に設置しました成年後見センターを核として、広報・相談機能の充実と利用促進のための機能強化、後見人の育成に向けた取組を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、国、県の発出する情報を的確に把握しながら、医師会、保健所などの関係機関と連携を密にし、PCR検査や追加のワクチン接種などを円滑に実施するとともに、感染をめぐる誹謗中傷や不当な差別などが無いよう情報の発信に努めてまいります。

また、介護・障がい・子育て・生活困窮などの複雑化、複合化した課題に対応するための相談支援、円滑な連携など重層的な支援体制の整備に向けた検討、体制の構築を横断的に取り組んでまいります。

<市民の健康づくり>

市民の健康づくりにおいては、正しい食生活、適度な運動、十分な休養のバランスをとることが、健康な心と身体をつくるために重要となることから、健康に関する教室や相談、健康診断や予防接種などの実施と併せて、ポイントアップ事業などの継続により、生涯を通してあらゆる年代の市民が自主的に健康づくりに取り組むよう促してまいります。

また、糖尿病や新たな国民病とも言われる慢性腎臓病（CKD）については、国保データと関連付けながら、その重症化対策に継続して取り組んでまいります。

＜子育て支援＞

子育て支援については、地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、地域の産婦人科で受けられる産前産後ケア事業の充実や、鹿児島大学をはじめとする関係各所への要望活動を引き続き行い、産科・小児科の維持・確保に努めるとともに、保育環境の充実のため、老朽化した保育園舎の建て替えを計画的に支援してまいります。

予防接種事業については、令和3年度の日本脳炎ワクチン不足により接種できなかった方や、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開されることに伴い増加が見込まれる接種者への対応を適切に行ってまいります。

また、幼少期に強い遠視や乱視などがある場合、早期に治療する必要があることから、3歳児健診に専用の検査機器を導入し、子どもの「弱視」の早期発見、早期治療に努めます。

子ども医療費助成については、令和4年1月から課税世帯の対象年齢を中学生までに拡大しており、経済的な理由により、必要な受診を控えることのないよう支援してまいります。

特別支援学校の誘致については、引き続き、湧水町との連携のもと、関係者が一丸となって、県、県教育委員会に働きかけ、早期の実現に向けた取組を進めてまいります。

＜公共インフラ＞

公共インフラにおいては、近年、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靱化」への対策がますます重要となっています。

道路や橋梁、河川環境については、国や県、関係団体と一体になり計画的に必要な補修、整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、

長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を図ってまいります。

公共交通については、高齢化、過疎化が進む中、地域の基盤として重要性が高まっています。今後、将来を見据えたまちづくりの視点をもって、地域の特性に合った持続可能で効率的な公共交通体系を目指した地域公共交通計画を作成し、交通体系の整備と利用を促進し、社会活動、消費活動を活発化させ、地域力の維持、向上につなげてまいります。

水道事業では、布設後40年以上経過した老朽管を順次更新し耐震化を図るとともに、崎山配水池など老朽化の著しい施設の整備を行いながら、安全で良質な水の安定的な供給に努めてまいります。

<環境衛生>

環境衛生においては、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRに取り組むいわゆる3R運動によって、ごみの減量化など市民の皆様・事業者の皆様と連携しながら持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、猫に起因する地域のトラブルが多いことから、猫の愛護及び管理に関する条例を制定するほか、水環境の改善、空家対策、不法投棄対策などに取り組み、安心して快適に暮らせる生活環境の整備に努めてまいります。

<防災・災害対応>

災害等の緊急時の対応としては、地域や消防団と一体となり市民の防災意識の高揚を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の下に策定した「伊佐市強靱化地域計画」に沿ったハード施策などに積極的に取り組んでまいります。

また、避難所についても感染予防対策や情報伝達機能を充実させ、早期開設に努めるなど機能強化を図ってまいります。

＜地域コミュニティ＞

自治会や校区コミュニティ協議会をはじめとする地域活動においては、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍いただいております。

一昨年からコロナ禍により活動が制限され多くの行事等が中止となりましたが、その一方で、密を避けるなどの工夫をこらしながら可能な限りの活動を展開していただいております。今後も、適切な対策を講じながら、地域の主体的な活動が安全に実施できることを期待し、地域活動の支援を継続してまいります。

また、都市部との交流や移住者の誘致、地域に密着した生活支援サービスの提供などの独自の地域活性化の活動を支援するとともに、昨年度に引き続き、鹿児島大学と連携し、自らの地域の今後の活性化策を考える取組を実施してまいります。

二点目は、「地域産業の振興」です。

地域産業の振興においては、地域資源を有効に活用することに加え、地域に住む皆様が地域産品を活用して支えていくことが大切であると考えます。同時に、地域外の顧客、資本も産業の成長には必要であるため、それらの獲得も実現していかなければなりません。

また、少子高齢化が進行する本市において、労働力不足や担い手・後継者不足は重要な課題であることから、関連業界団体等と協力しながら地域内外からの人材確保に努める取組も必要となってまいります。

＜農林業＞

農業においては、地域の中心経営体などへの農地の集積化や集約化による生産性の向上に努めるとともに、水田を活用した根深ねぎなどの重点作物や粗飼料生産の推進により収益性の向上を図ってまいります。また、伊佐

米をはじめとする品質の高い農産物に関しては、関係機関等と連携し、積極的なPR活動に努め、ふるさと納税制度の活用などを通じてブランド化を推進してまいります。

生産基盤である農地は、計画的な整備や適正な維持管理を推進し、農道、用排水路等の農業用施設に関しては、地域の共同活動による維持管理や農村保全に資する生産活動等に対する支援を継続して実施してまいります。合わせて、令和3年7月豪雨により被災した農地等の復旧に向けて、全力で取り組んでまいります。

畜産においては、ニーズの高い子牛生産について、優良種雌牛の地域内保留を推進し、地域ブランド力の維持確保により一層努めるとともに、国等の補助事業の活用による経営規模拡大を支援し、生産性・収益性の向上を図ってまいります。

高病原性インフルエンザなどの家畜伝染病については、畜産農家の防疫意識の高揚を図り、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組みに努めてまいります。

また、本年は、5年に1度の全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催されることから、その連覇に向けて関係機関と一丸となって取り組んでまいります。

さらに、担い手の確保・育成は重要な課題であることから、それぞれの事情に応じた支援策を講じ、人材確保に努めてまいります。

林業においては、森林経営計画に基づく間伐や育林などの森林整備を推進し、生産性・収益性の高い森林づくりに取り組むとともに、林業施業の集約化・路網の整備を進め、施業の低コスト化による効率的な林業経営を促進し、林業の振興・発展及び雇用の創出を図りながら多様で健全な森づくりに取り組んでまいります。

また、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づき、適切な経営管理を促すために森林経営管理制

度の確立に向けた取組を進めてまいります。

鳥獣被害対策については、侵入防止柵の設置や猟友会との連携を図りながら、鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲を進め、引き続き農林作物の被害防止に取り組んでまいります。

< 商工業・サービス >

商工業・サービスについては、立地企業や事業所等との連携を密にし、経営の安定化を支援するとともに、立地企業・事業所合同説明会の開催などを通じたマッチングの機会を提供し、地元就業や人材誘致を促進してまいります。

また、県の出先機関やふるさと会等を通じ、企業誘致のアプローチについても取り組んでまいります。

商工会や観光協会、DMOなどの多様な主体と連携し、ふるさと納税返礼品としての活用も含めて新たな特産品づくりに継続して取り組むとともに、起業・創業、多業化へ挑戦する取組に対し積極的な支援を行ってまいります。また、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、消費喚起イベントへの支援などにより地域経済の循環を促してまいります。

観光面では、DMOや関係団体などと連携し、体験型ツーリズムの提供、カヌー等のスポーツ合宿の受入推進、昨年8月にリニューアルオープンした十曾青少年旅行村の利用促進などにより、観光関連産業の振興を図ってまいります。多くの方々に、伊佐の魅力を知ってもらうために、プロモーション動画などデジタル技術を活用するなど、効果的なPR活動にも取り組んでまいります。また、昨年7月の豪雨により被災した曾木の滝公園、曾木発電所遺構の復旧に向け、国等と連携して対応してまいります。

三点目は、「移住・定住の推進」です。

東日本大震災以降、自らの生き方・暮らし方を見つめ直す契機となり、全国的に都市部から地方へ移住する方が増えており、コロナ禍を機にさらにその流れは加速化しています。

ライフスタイルや価値観を重視し、自分らしい暮らし方を求めて都市部から故郷以外の地域へ移住するＩターン志向が若い世代に見られることから、これまでより幅広い世代に対応した移住・定住の推進を図っていかねばなりません。

伊佐は、豊かな自然や田園風景、地域文化のみならず、地域一体となった子育て・療育・教育や、豊富で安全な食材などが特徴でもあるため、「自然に囲まれて暮らしたい」、「子どもをのびのびと育てたい」、文化芸術やものづくりなどの「創作活動をしたい」、アレルギーや健康志向の方向けに「安全な農作物をつくりたい」、リモートワークなど「二地域居住として暮らしたい」などのニーズに対応する大きな潜在能力があると思っています。

先輩移住者や地域おこし協力隊などの力も借りながら、異なる視点で「地域の魅力」や「暮らし方・楽しみ方」を発信しつつ、eスポーツを利用した首都圏での移住・定住PR活動を新たな試みとして加え、移住後をイメージするための体験住宅での暮らし、空き家・空き店舗バンクや移住・住み替えによる住宅整備、ビジネス創業などの各種支援策とともに、移住者も参加しやすいコミュニティや仲間づくりといった移住者を気持ちよく迎え入れる体制の構築など、移住希望者の多様なニーズに応えていけるよう努めてまいります。

伊佐を知ってもらい、伊佐を感じてもらって、伊佐を選んでもらう、そのための取組を引き続き進めてまいります。

四点目は、「ふるさと教育の推進」です。

私の選挙公約の柱として、将来の発展のために「伊佐の魅力ある教育」を掲げております。学校教育による学力や体力向上、集団による人格形成などに加え、スポーツや文化芸術、自然体験、地域活動などを通じて、地域一体となった「伊佐のふるさと教育」に取り組み、豊かな感性をもった次代を担う人材を育成してまいります。

教育行政の指針となる「伊佐市教育大綱」と「伊佐市教育振興基本計画（後期計画）」に掲げた基本目標の「伊佐のふるさと教育の推進」、「地域と学び、未来に生かす人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」の実現のため、引き続き、学校・家庭・地域コミュニティ・企業・各種団体等との連携を図りながら着実な計画推進に努めてまいります。

< 学校教育 >

学校教育においては、小・中学生の学力・資質を高め、ふるさとに誇りを持ち、将来伊佐の内外で活躍し、社会に貢献する人材を育成してまいります。

市内小・中学校 16 校全てがコミュニティ・スクールとして指定されたことにより、地域の人材を生かした学力向上への取組、伊佐のふるさと教育の充実をより一層図ってまいります。

学力向上においては、電子黒板、一人一台端末の配置を効果的に活用するなど G I G A スクール構想の推進により、授業の充実を図り、資質・能力を一層育成するとともに、グローバルに活躍できる人材育成への取組や、年間を通じた「土曜いきいき講座」を実施してまいります。

また、統合型校務支援システムの導入による教職員の働き方改革の推進により、より一層の教育の充実に向けた体制整備を進めてまいります。

特別支援教育では、全県的に特別な支援を要する児童

生徒が増加傾向にあり、伊佐でも同様の傾向があることから、特別支援教育支援員の資質・能力の充実を図り、支援の必要な子どもに寄り添った、きめ細かな学習を進めてまいります。

教育施設関係については、個別施設計画をベースに優先度を検討しつつ、施設の安全性を第一に長寿命化を図りながら整備を進めてまいります。

＜社会教育＞

社会教育では、市民が主体的に行う生涯学習活動を支援し、生涯現役の学びの取組を推進してまいります。

また、子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身につけさせ、自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図ることを目標に、人権教育と伊佐のふるさと教育の更なる推進と「伊佐さわやかあいさつ運動」を展開し、家庭教育力向上に取り組んでまいります。

図書館では、「海音寺潮五郎文学」を広く周知させるとともに、利用しやすい図書館運営と、併せて貴重な文化財の適正な保存活用に努め、郷土芸能の伝承・振興に努めてまいります。

＜高校振興＞

高校振興については、大学進学奨励金等の各種支援策を段階的に見直し、改めて高校魅力化につながる施策の展開について新たに制度設計を行いつつ、引き続き、市内の高等学校・中学校との連携を図り、市内の高等学校に多くの生徒が通える魅力ある高校づくりを支援してまいります。

五点目は、「文化芸術・スポーツによる地域活性化」です。

文化芸術やスポーツ活動は、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたり、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりとして、日常生活の糧となり心身にもたらす効果

は大きいと思います。また、これらの活動は、テーマコミュニティとして多世代交流や市外の人達との交流、転入者の知り合いづくりなど地域の活性化にもつながっていくと考えます。

<文化芸術>

文化芸術においては、「観て」、「聴いて」、「触れて」をキーワードに、市文化協会や文化芸術団体と連携し、多くの市民が文化芸術に関われるよう体験型イベントや発表の場を創出してまいります。また、音楽やダンス、演劇など若い世代が異年齢の集団の中で主体的に行う活動についても支援を行ってまいります。

<スポーツ>

スポーツにおいては、校区コミュニティ協議会やスポーツ推進委員と連携し、だれもが身近にスポーツを楽しむ環境づくりを進めるとともに、スポーツ推進月間における地域ごとのスポーツ大会を通して、スポーツに親しむ機会の創出を行ってまいります。

また、市スポーツ協会や各種競技団体と連携し、選手の育成や競技力の向上を図るとともに、スポーツ合宿の誘致を進め人的交流を促すことで、宿泊業、飲食業等の利用拡大を図り地域の活性化につなげてまいります。

また、令和5年度に延期された「燃ゆる感動かごしま国体（特別国民体育大会）」の円滑な開催に向け関係組織と連携し、準備を進めてまいります。

最後に六点目は、「業務改革と計画的な財産管理」です。

コロナ禍によってこれまでの生活様式や働き方が大きく変わり、デジタル技術の活用により既存の業務スタイルを大きく見直す動きが加速化しています。本市でも事務手続の改善や行政ICT化など、庁舎建設とも関連しながら、業務効率化、業務の変革について検討を進めて

まいります。

財政面においては、コロナ禍の影響により歳入の減少が想定される中であっても、巣ごもり需要により消費が落ち込まなかったことなどから、国等からの交付金について令和4年度に限っては前年以上の歳入を見込みましたが、今後において、人口減少、地方交付税の減額などにより、歳入確保は厳しい状況が続くと予想されます。令和4年度の収支不足は、例年のように財政調整基金の取崩しにより対応しているところであります。歳出については、新庁舎建設関連経費や個別施設計画による公共施設の大規模改修が予定されており、多額の財源が必要とされるため、事業見直しや有利な補助制度の活用、行政のスリム化、ふるさと納税の促進などに取り組みながら、可能な限り各年の財政支出の平準化を図るよう工夫するなどし、健全な財政運営を目指して改善を図ってまいります。

公共施設に関しては、個別施設計画により長寿命化を目指しますが、全ての施設を維持していくことは困難であるため、中長期的な公共施設の統廃合・再配置を検討しながら、公共施設マネジメントに取り組んでいかなければなりません。同時に、遊休資産や低利用施設については、企業誘致や民間活力の導入なども含めて、可能な限り転用や譲渡、解体等により処分するなどし、適切な財産管理を行ってまいります。

新庁舎建設については、「事業費の削減」を念頭に基本設計の見直しを行い、可能な限りコンパクトな計画とし、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの視点から「全体の事業費としての削減」も目指し、早期の完成に向けて検討を行うとともに、菱刈庁舎の有効活用についても引き続き検討を進めてまいります。

以上、6つの分野ごとに大枠の方針を御説明しました。

4 最後に

冒頭でも触れましたが、国内外において新型コロナウイルスの感染拡大により、生活様式の急激な変化を強いられながら、既に2年が経過しました。

そのような状況の中、「都会から地方へ」の意識がさらに高まり、一極集中から地方分散へと変化する人流の動向を適時、的確に捉え、子育て世代をはじめとする幅広い世代に伊佐を選んでもらえるまちづくりを意識しながら進めていかなければなりません。

伊佐市が誕生して14年目を迎え、市長として2回目の当初予算となりますが、予算編成では事業内容について各課の説明を受けながら、時には相反する意見をぶつけ合い議論を重ねながら作業を進めてきました。

変革を求められる時代にあっても、行政の継続性は維持しなければなりません。

一般会計の当初予算では、これまでの事業の継続を基本としながら、新型コロナ対策、災害復興、防災・減災対策を最重要課題とし、財政調整基金を取り崩しながらの予算編成としました。そして同時に、財政的には大変厳しい状況ではありますが、子育て支援、公共インフラ、環境衛生、移住・定住、教育、スポーツなど、様々な分野で新たな取組を進めながら市政運営を行ってまいります。

近代日本経済の父といわれる渋沢栄一翁の名言の一つに「すべて世の中のことは、もうこれで満足だという時は、すなわち衰える時である」という言葉があります。現状維持では絶対前に進まない。立ち止まることなく挑戦していこうという教えです。

夢ある伊佐のために、今に最善を尽くし、常識を打ち破り失敗を恐れないチャレンジ精神で前に進んでいきたいと思えます。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、令和4年度の施政方針といたします。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

次に、議案第10号「令和4年度伊佐市一般会計予算」について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、1億3,120万5千円を計上いたしました。

次に、総務費につきましては、22億9,374万2千円を計上いたしました。

主な事業として、新庁舎建設事業、財産管理事業、電算維持管理事業などに予算を措置しております。

次に、民生費につきましては、62億1,239万1千円を計上いたしました。

主な事業として、私立保育所運営支援、障害者介護給付費、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計への繰出し、児童手当支給事業、高齢者の入所措置費、生活保護扶助費などに予算を措置しております。

次に、衛生費につきましては、14億8,573万9千円を計上いたしました。

主な事業として、保健衛生費においては、布計鉦山鉦害防止事業、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費、牛尾地区湧水対策事業などに予算を措置しております。

また、清掃費においては、伊佐北始良環境管理組合（未来館）への負担金、衛生センター管理事業、一般廃棄物最終処分場維持管理事業などに予算を措置しております。

次に、労働費につきましては、735万円を計上いたしました。

シルバー人材センターへの活動補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費につきましては、12億2,090万円を計上いたしました。

主な事業として、農業費においては、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農業集落排水事業特別会計への繰出し、畜産関係への補助などに予算を措置しております。

また、林業費においては、鳥獣被害総合対策、林道整備事業、森林環境譲与税基金への積立などに予算を措置しております。

次に、商工費につきましては、7億6,948万1千円を計上いたしました。

主な事業として、ふるさと納税者への返礼品等の経費、公園管理事業、商工会の運営補助などに予算を措置しております。

次に、土木費につきましては、8億7,278万4千円を計上いたしました。

主な事業として、過疎債・辺地債での路線整備、道路の浸水対策、橋梁や住宅の整備などに予算を措置しております。

次に、消防費につきましては、7億9,419万2千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水消防組合への負担金、非常備消防事業などに予算を措置しております。

次に、教育費につきましては、11億6,875万3千円を計上いたしました。

主な事業として、小・中学校の小規模改修事業、学校給食センターの運営に係る経費、学校・社会教育・体育施設等の維持管理、小・中学校情報通信技術環境整備基金の積立などに予算を措置しております。

次に、災害復旧費につきましては、農林水産施設災害、公共土木施設災害の現年及び過年災害の見込額7億4,930万9千円を計上いたしました。

このほか、公債費につきましては19億3,415万4千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては3,000万円を計上いたしました。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源30.5%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、

地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源69.5%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176億7千万円とするものであります。

なお、地方自治法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」、同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第11号「令和4年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

県とともに国民健康保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億8,600万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第12号「令和4年度伊佐市介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

主に65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億7,990万円とするものであります。

なお、地方自治法第214条の規定による「債務負担行為」のほか、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第13号「令和4年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,620万円とするものであります。

次に、議案第14号「令和4年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算」について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,590万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第15号「令和4年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算」について説明申し上げます。

この事業は、菱刈中央地区及び菱刈北部地区並びに平出水地区を対象区域とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,680万円とするものであります。

なお、「地方債」、「一時借入金」についても定めております。

次に、議案第16号「令和4年度伊佐市水道事業会計予算」について説明申し上げます。

水道事業の予定量は給水戸数10,145戸、年間総給水量189万2,941立方メートルと計画し予算を編成いたしてお

ります。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を3億6,258万8千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を3億4,214万8千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、事業の実施のために借り入れる企業債等を計上し、収入の総額を1億4,561万7千円としております。

支出につきましては、老朽化した水道管の布設替えに要する経費などを計上し、支出の総額を2億7,458万円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なけれ

ば流用することができない経費」及び「たな卸資産購入限度額」についても定めております。

次に、議案第17号「伊佐市猫の愛護及び管理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、猫に起因する苦情が多く寄せられており、また、1,418名の署名とともに人も猫も共生できるまちづくりの実現に向けた条例制定の要望書が提出されたことから、猫の愛護及び管理に関する必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識を高めるとともに、良好な生活環境を保持するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第18号「伊佐市西太良地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市長部局で行っている同施設の管理を、令和4年4月から教育委員会部局に移管することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「伊佐市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び伊佐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における押印見直し等に伴い、サービスの宣誓書様式の押印部分を削除することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市長、副市長及び教育長と職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を引き続き1年間延長するものであります。

次に、議案第21号「伊佐市肉用牛特別導入基金条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、県費及び市費により造成されている本基金について、県からの要請により県費分を一部返納することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「伊佐市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国による非常勤消防団員の報酬等の基準の制定等に伴い、これまで費用弁償として支出していた出勤手当を、出勤報酬として支出することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行により、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資が廃止されることに伴い、関係する規定を削除する改正

を行うものであります。

次に、議案第24号から議案第36号までの13件の「農業委員会委員の任命」について説明申し上げます。

これら13件につきましては、現在、在任中の農業委員会委員の任期が本年3月31日をもって任期満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第24号から議案第36号までの議案13件のうち、農業委員会等に関する法律第8条第5項に基づく認定農業者である農業委員会委員としまして、中間講記氏、久松淳一氏、竹下秀樹氏、高松淳美氏、下野三郎氏、出水美代子氏、大宮司浩己氏、外西利文氏、池ノ上雅典氏及び堂園隆之氏の10名を、同法律第8条第6項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない農業委員会委員としまして、山下優子氏及び小椎八重猛氏の2名を、同法律第8条第7項に基づく女性の農業委員会委員としまして、羽田五子氏の1名を、合計しまして13名の農業委員会委員を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案36件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —